

# 令和6年度版

## 南九州市結婚新生活支援補助金

### 申請のてびき



#### 目 次

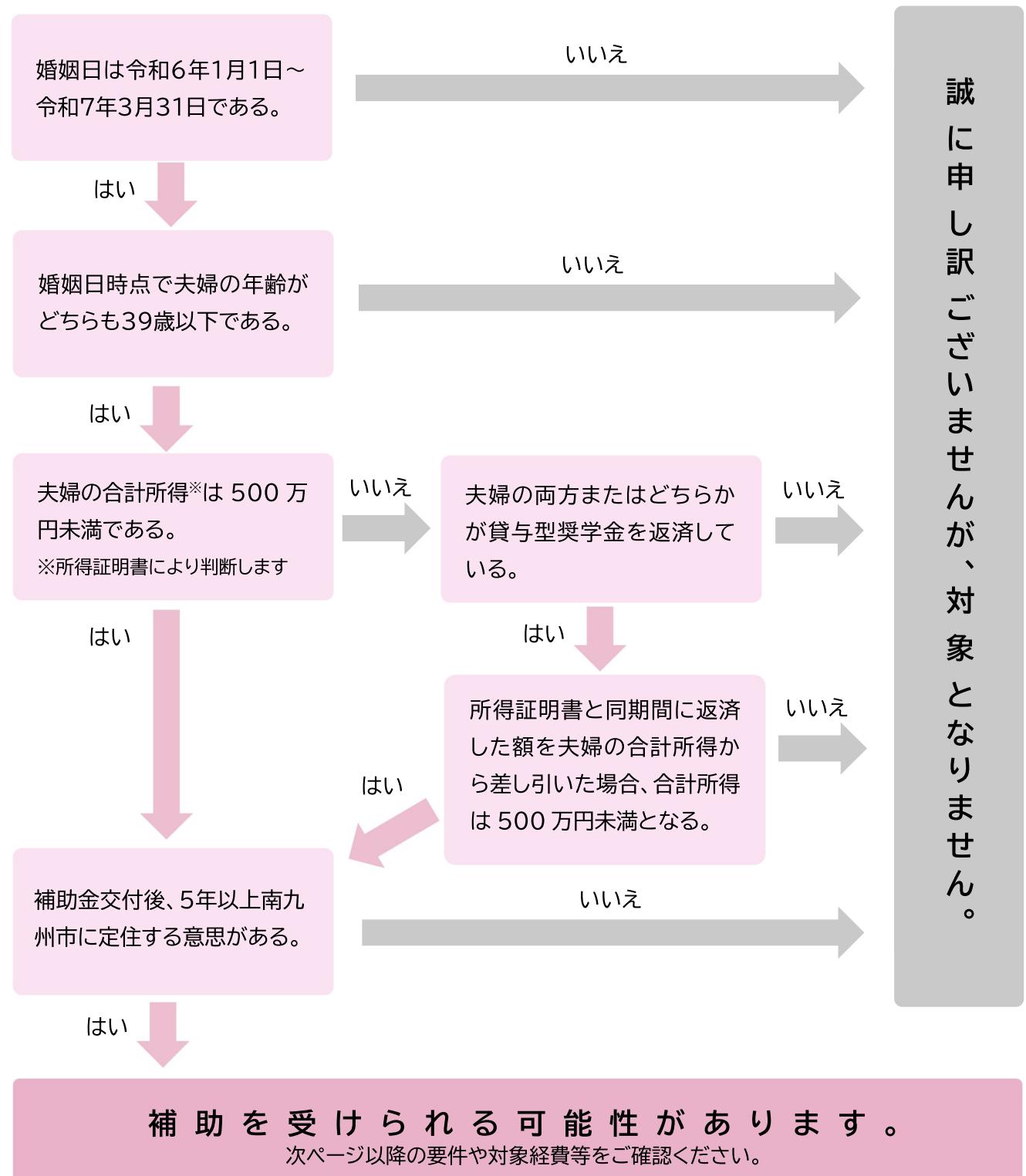
1. 対象要件確認フローチャート .....	1
2. 対象者の要件 .....	2
3. 対象経費 .....	3
4. 補助上限額 .....	5
5. 申請期間 .....	5
6. 申請方法 .....	5
7. 申請に必要な書類 .....	6
8. 交付の流れ .....	8
9. 賃貸住宅の場合の注意点 .....	8
10. 補助金の返還義務 .....	10
11. 問い合わせ先 .....	10

令和6年4月

## 1. 対象要件確認フローチャート

まずは、ご自身が対象となるか下記の表にてご確認ください。

※下記の表で「補助を受けられる可能性があります」に到達した場合でも、その他の要件等で対象とならない場合もございます。申請される前に、2ページ以降で詳細な要件等を必ずご確認ください。



## 2. 対象者の要件

以下のすべてを満たす世帯が対象です。

チェック	要 件
<input type="checkbox"/>	令和6年1月1日から令和7年3月 31 日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦
<input type="checkbox"/>	婚姻届を提出した日において、夫婦ともに満 39 歳以下であること
<input type="checkbox"/>	夫婦の所得の合計金額が500万円※1未満であること →貸与型奨学金の返済を現に行っている場合は、夫婦の所得の合計金額から貸与型奨学金の年間返済額を控除※2します
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに南九州市内に居住し、5年間以上定住する意思を有していること →5年以内に転出した場合、補助金を返還していただく場合がございます。
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに市税等を滞納していないこと
<input type="checkbox"/>	夫婦ともに過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと
<input type="checkbox"/>	南九州市暴力団排除条例(平成 24 年南九州市条例第 28 号)第2条に規定する暴力団員でないこと

### ※1 所得の定義・確認方法

#### (1)所得とは

給与収入から必要経費を除いた金額です。(年収ではありません)

- ・給与所得者の場合：1年間の給与等の収入金額 - 納稅所得控除額
- ・自営業者の場合：1年間の売上金額 - 必要経費

#### (2)確認方法

申請時点で発行される所得証明書の「総所得金額」により確認します。

なお、申請時には、夫婦2人分の総所得金額を合算した金額が500万円未満であるかを確認します。

### ※2 奨学金返済分の控除

夫婦の所得合計が500万円以上の場合でも、所得証明書の期間と同一期間中に夫婦の両方または一方が貸与型奨学金を返済していた場合、その期間中の返済額が控除されます。

#### (例)

夫婦の合計所得が550万円で、貸与型奨学金の年間返済額が60万円である場合、控除後の合計所得金額が500万円未満となるため、補助金の要件を満たします。

$$\begin{array}{r} \text{合計所得金額} \\ 550\text{万円} \end{array} - \begin{array}{r} \text{年間返済額} \\ 60\text{万円} \end{array} = \begin{array}{r} \text{控除後の合計所得金額} \\ 490\text{万円} \end{array}$$

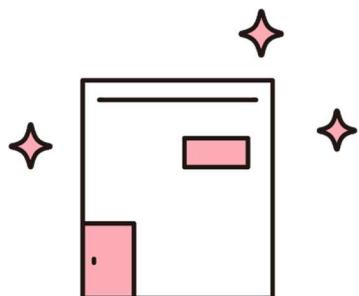
### 3. 対象経費

婚姻に伴い発生する次の費用のうち、**令和6年4月1日から令和7年3月31日に夫婦双方又はいずれかの名義で支払った費用**が対象となります。

なお、住居費及び引っ越し費用を合わせた金額で申請することも可能です。

#### 1. 住居費

##### (1) 住宅の新たに購入した場合(新築・中古・建売)



###### 〔補助対象となる費用〕

###### ○ 建物の購入費（工事請負費を含む）

「住宅メーカー(売主)への一括払い」「金融機関へのローン払い」のいずれも対象となります。また、両方を重複して対象とすることはできません。

###### 〔補助対象外となる費用の例〕

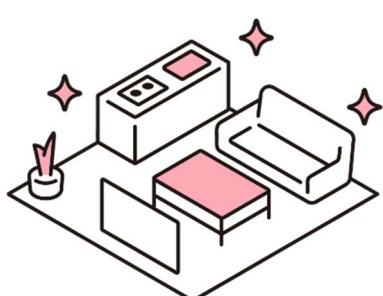
× 土地の購入費 × 住宅ローン手数料



###### 婚姻日より前に住宅を取得した場合

婚姻日の1年前の日より後に取得した住宅の費用であって、取得日以後かつ令和6年4月1日以降に支払った購入費が補助対象となります。

##### (2) 既存の住宅をリフォームした場合



###### 〔補助対象となる費用〕

###### ○ 住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕・増築・改築・設備更新等の工事費用

「住宅メーカー(売主)への一括払い」「金融機関へのローン払い」のいずれも対象となります。また、両方を重複して対象とすることはできません。

###### 〔補助対象外となる費用の例〕

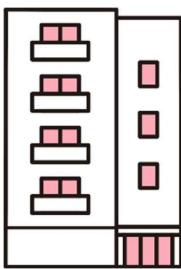
× 倉庫・車庫に係る工事費用 × 家電の購入・設置に係る費用  
× 門・フェンス・植栽等の外構に係る工事費用



###### 婚姻日より前にリフォームをした場合

婚姻日の1年前の日より後に発注契約したリフォームの費用であって、発注契約日以後かつ令和6年4月1日以降に支払った工事費用が補助対象となります。

### (3) 賃貸住宅の場合



#### [補助対象となる費用]

- 家賃※及び共益費（ただし、1年分に限る）

（※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分を控除した金額を対象とします。）

- 敷金、礼金、共益費、仲介手数料

#### [補助対象外となる費用の例]

- × 駐車場代、物件の清掃代、更新手数料、光熱水費、設備購入代、火災保険等の保険料、契約一時金、保証金 など

（※敷金・礼金等と同一の性質のものと判断できる場合は対象とします。）



#### 婚姻日より前に賃貸住宅を借りた場合

ア 夫婦の一方が婚姻前から賃借している物件にもう一方が入居する場合は、同居開始後（住民票における住所が同一になった日以後）に生じた費用が対象となります。

イ 婚姻前から同居している場合は、婚姻日以降に生じた費用が対象となります。ただし、婚姻日より1年前の日以降に物件を契約し、同居を開始した場合は、同居開始日以降に生じた費用が対象となります。

※ア、イ いずれの場合も、令和6年4月1日以降に支払った費用が対象となります。

## 2. 引っ越し費用



#### [補助対象となる費用]

- 市内に引越する際に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者へ支払った費用

#### [補助対象外となる費用の例]

- × 不用品の処分費

- × 自らレンタカーを借りる・友人に頼むなどして引っ越しした場合にかかる費用



#### 婚姻日より前に引っ越しをした場合

婚姻をきっかけとして同居のために行った引っ越しであることが明らかな場合は、補助対象となります。

## 4. 補助上限額

- 夫婦ともに満 29 歳以下である場合 上限 **60** 万円
- 夫婦いずれか満 30 歳以上 39 歳以下である場合 上限 **30** 万円

※婚姻した日の年齢で判断します。

(年齢計算に関する法律第2項及び民法第143条に基づき、誕生日の前日に年齢が加算されます。)

※算出した補助金額に 1,000 円未満の金額が生じた場合は、切り捨てとなります。

## 5. 申請期間

令和6年4月1日 から 令和7年3月28日 まで

※予算上限に達した場合は、申請期間中であっても受付を終了する場合がございます。

## 6. 申請方法

次ページ以降「7. 申請に必要な書類」を確認のうえ、以下のいずれかの方法で申請してください。



市役所の担当窓口へ  
持参する

提出先 (最寄りの窓口へご提出ください。)

・南九州市役所知覧庁舎(西別館2階) 企画課企画係  
川辺庁舎(別館1階) 地域振興係  
頴娃庁舎(本館1階) 地域振興係



郵送する

送付先

〒897-0302 鹿児島県南九州市知覧町郡6240  
南九州市役所 企画課企画係 宛

## 7. 申請に必要な書類

### 必ず提出する書類

チェック	項目	備考
<input type="checkbox"/>	交付申請書(第1号様式)	
<input type="checkbox"/>	婚姻届受理証明書又は 婚姻後の戸籍謄本	<ul style="list-style-type: none"> <li>・婚姻届受理証明書</li> <li>　　婚姻届を提出した市区町村で取得できます。</li> <li>・婚姻後の戸籍謄本</li> <li>　　本籍地の市区町村で取得できます。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	世帯全員の所得証明書	<ul style="list-style-type: none"> <li>・源泉徴収票では受付できません。</li> <li>・所得がない方(現在無職の方も含む)も取得していただく必要があります。</li> </ul>

### 該当者のみ提出する書類

チェック	項目	備考
 ◆ 住宅を新たに購入した場合		
<input type="checkbox"/>	売買契約書又は 工事請負契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日、契約所在地、対象経費(建物代金)の金額、売主・買主または請負人・注文者双方の氏名が確認できるものに限ります。</li> <li>・契約者が、夫婦のいずれかになっているものに限ります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日(支払日)・支払先が明記されているものに限ります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	【婚姻前に購入した場合のみ提出】 取得日が分かる書類 (引渡し証明書の写し等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・取得日(引き渡し日)が婚姻日の1年前の日以降になっているものに限ります。</li> <li>・夫婦いずれかの氏名が確認できるものに限ります。</li> </ul>
 ◆ 既存の住宅をリフォームした場合		
<input type="checkbox"/>	工事請負契約書の写し※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日、契約所在地、対象経費(リフォーム代金)の金額、請負人・注文者双方の氏名が確認できるものに限ります。</li> <li>・契約者が、夫婦のいずれかになっているものに限ります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日(支払日)・支払先が明記されているものに限ります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	【婚姻前に実施した場合のみ提出】 発注契約日が分かる書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォームの発注契約日が婚姻日の1年前の日以降になっているものに限ります。</li> <li>・夫婦いずれかの氏名が確認できるものに限ります。</li> <li>・工事請負契約書等で確認できる場合は、提出不要です。</li> </ul>

※1 工事請負契約を締結していない軽微なリフォームの場合は、リフォームの実施内容や金額が分かる請求書、発注書等でも可とします。

チェック	項目	備考
 <b>賃貸住宅の場合</b>		
<input type="checkbox"/>	賃貸借契約書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約日、契約物件名、対象経費の金額・内訳、支払方法、貸主・借主双方の氏名が確認できるものに限ります。</li> <li>・契約者が、夫婦のいずれかになっているものに限ります。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	領収書の写し※2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日(支払日)・支払先が明記されているものに限ります。通帳の写しでも可。</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	住宅手当支給証明書(第2号様式)又は直近の給与明細書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会社等で勤務している場合は、提出が必要です。(夫婦いずれも勤務している場合は、2人分の書類が必要です。)</li> <li>・住宅手当を受けていない場合も提出してください。</li> </ul>
 <b>引っ越しをした場合</b>		
<input type="checkbox"/>	領収書の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支払者の氏名・金額・支払の内容・受領日(支払日)・支払先が明記されているものに限ります。</li> </ul>
 <b>夫婦の合計所得が500万円を超えており、奨学金を返還している場合</b>		
<input type="checkbox"/>	貸与型奨学金の返済額が分かる書類(奨学金返還証明書等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所得証明書と同じ期間に返済した奨学金の額、返済日、返済先、返済者の記載が分かる書類を提出してください。</li> <li>・返還証明書がない方は、上記が確認できる通帳の写し、振込明細書の写しでも可とします。</li> </ul>

※2 申請時点で補助対象期間の家賃の支払いがお済みでないため、領収書の提出ができない場合は、市へ請求書を提出する時に合わせてご提出いただきます。詳しくは8ページ「9. 賃貸住宅の場合の注意点」をご確認ください。

## 申請書様式の取得方法

- 交付申請書(第1号様式)**
- 住宅手当支給証明書(第2号様式)**

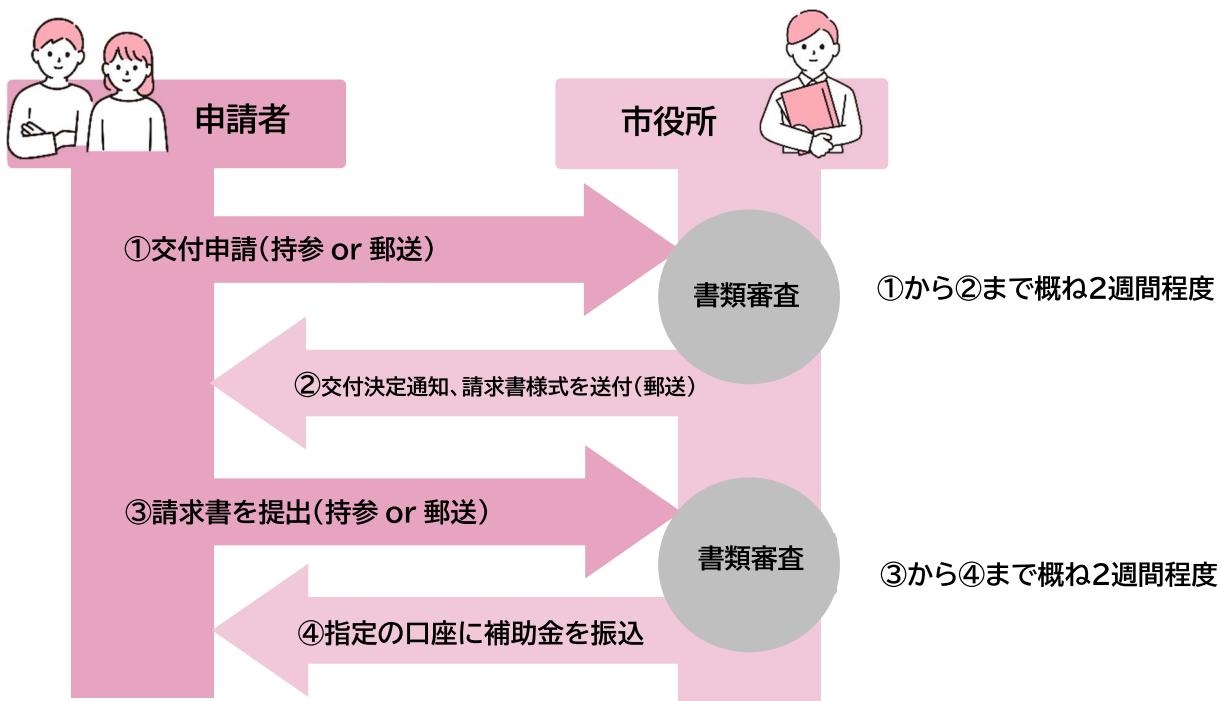
下記の窓口で配布しているほか、市のホームページからダウンロードができます。

【配布窓口】 南九州市役所 知覧庁舎西別館2階 企画課企画係  
 川辺庁舎別館1階 地域振興係  
 須々木庁舎本館1階 地域振興係



【URL】 <https://www.city.minamikyushu.lg.jp/soshikikarasagasu/kikakuka/kikaku/1/3/1852.html>

## 8. 交付の流れ



## 9. 賃貸住宅の場合の注意点

### (1)補助金の交付時期について

賃貸住宅の家賃を補助対象とする場合、補助対象期間中の家賃を全て支払った後に補助金が交付されます。

例 令和6年4月3日に結婚及び賃貸住宅へ入居をした場合…



申請ができる期間

令和6年4月3日～令和7年3月28日

補助対象経費

令和6年4月～令和7年3月に支払った家賃

補助金交付時期

令和7年3月以降

交付イメージ(6月に申請した場合)

R6.4

結婚  
賃貸住宅入居

R6.6

補助金申請

R7.3

請求書及び家賃の領収書  
(R6.4～R7.3)の提出

提出後、2週間程度で補助金が交付されます。

※申請した日に関わらず、対象経費(今回の場合は、令和7年3月までの家賃)を全て支払った後に補助金が交付されます。また、「領収書の写し」については、請求書を提出する時に合わせて提出していただきます。

## (2)継続補助について

補助対象期間が1年に満たない場合で、かつ、補助金の額が限度額に満たない場合は、次年度にも申請することができます。

例 令和6年9月1日に結婚及び賃貸住宅へ入居をした29歳以下世帯の場合…



申請ができる期間	令和6年9月1日～令和7年3月28日
補助対象経費	令和6年9月～令和7年3月に支払った家賃
補助金交付時期	令和7年3月以降
上限額	60万円

交付イメージ(12月に申請 / 月々の家賃が4万円の場合)

令和6年度

$$\text{家賃 } 4 \text{ 万円(月)} \times \text{ 補助対象期間 } 7 \text{ ヶ月(R6. 9～R7.3分)} = \text{ 補助金額 } 28 \text{ 万円…①}$$

補助対象期間が1年未満かつ上限額60万円を超えていないため、いずれかを満たすまで申請が可能です。



提出後、2週間程度で補助金が交付されます。

令和7年度

$$\text{家賃 } 4 \text{ 万円(月)} \times \text{ 補助対象期間 } 5 \text{ ヶ月(R7. 4～R7.8分)} = \text{ 補助金額 } 20 \text{ 万円…②}$$

R7.4  
補助金申請  
(2回目)

R7.8  
請求書及び家賃の領収書  
(R7.4～R7.8)の提出

提出後、2週間程度で補助金が交付されます。

この場合、補助金額の合計(①+②)は上限額の60万円に達していませんが、補助対象期間がちょうど1年となるので、令和7年8月に支払った家賃までを対象とします。

## 10. 補助金の返還義務

補助金交付から5年以内に市外へ転出された場合は、補助金を返還していただく場合がございます。  
返還額は、交付決定から転出するまでの年数に応じて決まります。

### 返還額の求め方

$$\text{補助金交付額} \times (\text{残りの年数}^* \div 5\text{年}) = \text{返還額}$$

\*残りの年数 … 5年から、交付決定～転出の年数(1年未満切り捨て)を差し引いた年数

例 令和6年8月に補助金(30万円)の交付決定を受け、令和9年12月に転出した場合

\*交付決定から転出までの年数 : 3年4ヶ月 ≈ 3年 (1年未満切り捨て)

\*残りの年数 : 5年 — 3年 = 2年

計算式 → 補助金額 30万円 × 2/5 = **12万円** (返還額)

## 11. 問い合わせ先

南九州市役所 企画課 企画係

〒897-0392 鹿児島県南九州市知覧町郡 6204 番地

Tel 0993-83-2511 (内線 2053)

Fax 0993-83-4469

E-Mail [kikaku@city.minamikyushu.lg.jp](mailto:kikaku@city.minamikyushu.lg.jp)

みな、みりょく!



南九州市